電気通信大学における競争的資金等による教育研究センター設置に関する規程

平成22年 3月19日 改正 平成24年 5月22日

平成26年 2月26日 平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第2項の規定に基づき、 電気通信大学(以下「本学」という。)に期限を付して置くことができる教育研究セン ター(以下「センター」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 センターは、特定の教育研究プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)について、時限を定めて教育研究センターを設置し重点的に教育研究を推進することにより、成果を生み出すことが十分に予想される場合に設置する。

(条件)

- 第3条 センターを設置できる条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 国等が実施する競争的資金制度に採択されたプロジェクトを実施する場合であること。
 - (2) 当該プロジェクト代表者が本学教員であること。
 - (3) センターに係る運営経費が主に当該プロジェクト経費でまかなわれること。
- 2 前項に定めるもののほか、外部資金等により戦略的・重点的に教育研究を推進することにより、本学の成果を生み出すことが十分に予想されると学長が認めた場合は、センターを設置することができる。

(設置申請及び決定)

- 第4条 センターを設置しようとするときは、当該プロジェクトの代表者が学長に申請するものとする。
- 2 学長は、前項の申請があった場合は、教育研究評議会及び役員会の議を経て、決定するものとする。

(設置期間)

- 第5条 センターの設置期間は、当該プロジェクトの実施計画書及び契約書等により定め られた期間を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長の申し出に基づき、前条第2項の手続きを経て、 設置の期間を短縮又は延長することができる。

(構成員)

第6条 センターの構成員は、教育研究活動に参加する本学の教員のほか、必要な者を加 えることができる。

- 2 教育研究上必要な場合は、構成員以外の者を研究に参加させることができる。 (センター長)
- 第7条 センター長は、当該プロジェクトの代表者とする。
- 2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

- 第8条 センター長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置くことができる。
- 2 副センター長は、センターの構成員の中からセンター長の指名に基づき学長が任命する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代 行する。

(運営委員会)

- 第9条 センター長は、当該センターの運営について必要があると認める場合は、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。
- 2 センター長が運営委員会を設置する場合は、当該規程等についてあらかじめ学長と協議するものとする。

(活動の報告)

第10条 各センターは、毎年4月末日までに、前年度の教育研究活動の状況を学長に報告 しなけれならない。

(事務)

第11条 各センターの事務は、各センターが行い、センターの総括に関する事務は、学術 国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。